### ISSUE BRIEF

# 子育て世帯に対する手当と税制上の措置

一諸外国との比較一

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 704(2011. 3. 8.)

#### はじめに

- I 日本における子育て世帯に対する 手当と扶養控除
  - 1 児童手当と扶養控除の関係
  - 2 政権交代後の動き
  - 3 手当と扶養控除の年収別の状況

### Ⅱ 諸外国の状況

- 1 諸外国の動向
- 2 イギリス
- 3 ドイツ
- 4 フランス
- 5 スウェーデン

おわりに

我が国においては、昭和 47 年の児童手当制度の実施以来、児童手当と税制上の 扶養控除(所得控除)が併存してきた。しかし、平成 21 年、マニフェストに子ど も手当を掲げた民主党が政権につくと、翌 22 年度からの子ども手当の実施に伴 い、年少扶養控除が廃止されることとなった。

一方、諸外国においても、児童手当と税制上の軽減措置の調整が図られてきた。 児童手当と税額控除が併存しているイギリス、児童手当が税制と融合し、手当と 所得控除のいずれか有利な方が適用される制度のドイツ、家族手当と税制上の軽 減措置が併存しているフランス、所得控除を廃止し児童手当に一本化したスウェ ーデンなど、国ごとに異なる特徴をもっている。

諸外国の状況について、手当だけでなく、子育て世帯に対する税制上の措置も 含めて比較することは、我が国にとっても参考となるであろう。

社会労働課

の ベ ひでとし (野辺 英俊)

調査と情報

第704号

### はじめに

我が国においては、従来、子育て世帯に対しては児童手当制度が設けられており、また税制上の扶養控除が適用されていた。しかし、政権交代により、新たに子ども手当が創設され、子どもに係る扶養控除は廃止されることとなった。一方、諸外国においては、我が国より早い段階で児童手当が導入され、手当の拡充や子育て世帯に対する税制上の軽減措置との調整が図られてきた。

本稿では、我が国の子ども手当・児童手当と扶養控除について概観し、手当と控除の関係を整理した上で、諸外国の児童手当と税制上の措置の状況についても概説する。

### I 日本における子育で世帯に対する手当と扶養控除

### 1 児童手当と扶養控除の関係

### (1) 児童手当の概要

日本における児童手当は、昭和 46 (1971) 年の児童手当法の制定により、翌 47 (1972) 年 1 月から実施された。「家庭における生活の安定」と「次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上」を目的としている。

創設当時は、第3子以降の義務教育終了前1の子ども1人につき月額3,000円を支給するものであった。その後、昭和61 (1986)年6月から支給対象を第2子以降に拡大し、さらに、平成4 (1992)年1月から第1子まで拡大するなど、支給対象や支給要件、支給額等の改正が幾度となく行われた。そして、平成19 (2007)年4月以降は、小学校修了前の子どもを対象とし、3歳未満の場合は月額10,000円、3歳以上の場合第1子・第2子は月額5,000円、第3子以降は1人につき月額10,000円が支給されていた。なお、児童手当は非課税であるが、所得制限が設けられている。2

#### (2) 扶養控除の概要

扶養控除は、自己と生計を一にする一定の所得金額以下の親族(扶養親族)を有する場合に、課税のベースとなる所得金額から一定金額を控除する制度である。所得控除の一種であり、納税者の担税力調整を行う趣旨で設けられている。所得税(国税)においては昭和25 (1950) 年、個人住民税(地方税)においては昭和37 (1962) 年に創設された。扶養親族1人あたりの控除額は、平成22 (2010) 年時点で、所得税が38万円、個人住民税が33万円となっている(なお、後述するように、所得税の年少扶養控除は平成23 (2011)

-

<sup>1</sup> 段階的に実施しており、昭和 47 年 1 月時点では 5 歳未満、昭和 48 年 4 月から 10 歳未満、完全実施となった昭和 49 年 4 月から義務教育終了前とされた。

<sup>2</sup> 支給額(月額)は昭和49年10月から4,000円、昭和50年10月から5,000円に引き上げられた。昭和60年改正(昭和61年6月から実施)では、支給額(月額)を第2子2,500円、第3子以降は1人につき5,000円とした一方で、対象年齢を義務教育就学前まで段階的に引き下げた。次いで平成3年改正(平成4年1月から実施)では、支給額(月額)を第1子・第2子5,000円、第3子以降は1人につき10,000円とした一方で、対象年齢を3歳未満まで段階的に引き下げた。その後、支給対象について、平成12年6月からは義務教育就学前まで、平成16年4月からは小学校第3学年修了前まで、平成18年4月からは小学校修了前まで引き上げた。また、平成19年4月から3歳未満児は一律10,000円とした。なお、所得制限限度額は、所得制限を強化した昭和56年度及び昭和57年度を除き、徐々に緩和されている。(児童手当制度研究会監修『児童手当法の解説(四訂)』中央法規出版,2007,pp.400-405.)

年分から、個人住民税の年少扶養控除は平成 24 (2012) 年度分から廃止されることが決まっている)。

また、扶養控除は、基礎控除、配偶者控除等と一括して人的控除と呼ばれている。人的 控除は、「所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担 税力をもたない、という理由に基づくものであって、憲法 25 条の生存権の保障の租税法 における現われ」3だとされている。

#### (3) 児童手当と扶養控除の機能

子どものいる世帯に対する所得保障及び児童福祉の観点から支給される児童手当と、担税力を家族形態に応じて調整する仕組みである扶養控除は、その趣旨・目的を異にしていることから、両制度を単純に比較することはできない。しかしながら、扶養する子ども等の数に応じて税負担が軽減される扶養控除は、子育て世帯に対する経済的な支援という観点からは、児童手当と同様の機能を有するものと考えることができる。

両制度の違いは、扶養控除は非課税世帯にとっては効果がなく、累進課税のもとで高い 税率が適用される高所得層ほど減税の恩恵を受けるのに対し、児童手当は所得制限があり 高所得層には支給されず、また定額で、支給対象児童の年齢も限られていることが挙げら れる。

### (4) 児童手当と扶養控除の調整

社会保障論の考えからは、児童手当と扶養控除の機能が同じであるとし、子どもに係る 扶養控除を廃止して児童手当へ一本化すべきという主張4がみられるのに対し、租税論では、 扶養控除は所得税の基本的な要素と解されてきたため、児童手当と扶養控除を巡る議論は 必ずしもかみ合ってこなかった側面がある5。

また、政府の審議会の答申等6においても、児童手当と扶養控除の関係については、児童手当制度の発足前からたびたび言及されており、その後も議論がなされている。昭和 55 (1980)年9月の中央児童福祉審議会の意見具申7では、「両制度の統合調整を図ることは、全体として合理的かつ公平な政策体系を確立する見地から十分意義あること」と統合の検討を求めた。それに対し、同年 11 月の税制調査会の答申8は、子どもに係る扶養控除だけを抜き出して児童手当という全く性格の異なる制度で置きかえるという考え方は、所得税全体の体系を無視した議論であり、とり得ないと、明確に反対した。また、平成 12 (2000)年7月の税制調査会の答申9においても、子どもに係る扶養控除を児童手当に代替させることは、「世帯構成に応じた税負担能力の調整機能を損なう、あるいは、他の基礎的な人的控

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 金子宏『租税法(第 15 版)』弘文堂, 2010, pp.179-180.

<sup>4</sup> 例えば、都村敦子「福祉政策の"Harmonization"問題について-児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化-」『季刊社会保障研究』13(1), 1977.6, pp.40-53; 島崎謙治「第3章 児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』国立社会保障・人口問題研究所, 2005, p.97.

<sup>5</sup> 山下篤史「所得税による子育て支援ー児童税額控除の課題-」『ESRI Discussion Paper Series』no.190, 2007.8, p.6.

<sup>6</sup> 例えば、「児童手当制度について」(中央児童福祉審議会児童手当部会中間報告)1964.10.5; 「児童手当制度に関する報告」(児童手当懇談会報告)1968.12.20.

<sup>7</sup> 中央児童福祉審議会「児童手当制度の基本的あり方について」(中央児童福祉審議会意見具申) 1980.9.10.

<sup>8</sup> 税制調査会編『財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申』大蔵省印刷局, 1980, p.19.

<sup>9 『</sup>わが国税制の現状と課題-21 世紀に向けた国民の参加と選択-』税制調査会, 2000, pp.57, 96.

除とのバランスを失するといった個人所得課税の基本に関わる問題」があるとされた。<sup>10</sup> しかし、2000 年代後半になると、少子化という状況を背景にして、両制度の関係について議論されるようになった。平成 18 (2006) 年の税制調査会では、「子育てへの政策的支援を重視する観点からは、現行の扶養控除等に代え、税額控除<sup>11</sup>の導入あるいは手当等の拡充を講ずることが有効であり、かつ分かりやすい」などという議論があった<sup>12</sup>。また、平成 19 年 11 月の税制調査会の答申<sup>13</sup>は、扶養控除のあり方として税額控除について触れ、「少子化対策全体の議論や諸外国の事例等も踏まえ、所得再分配の観点や手当等の他の政策手段との関係を考慮する必要がある」とし、いわゆる「給付つき税額控除」<sup>14</sup>についても議論が進められていく必要があるとした。<sup>15</sup>

### 2 政権交代後の動き

#### (1) 子ども手当の概要

平成 21 (2009) 年 8 月の第 45 回衆議院議員総選挙の結果、マニフェストに子ども手当を掲げた民主党が政権交代を果たした。そして、平成 22 年 3 月、「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律」(平成 22 年法律第 19 号)が成立し、同年 4 月 1 日から施行された。平成 22 年度の子ども手当は、中学校修了前までの子ども 1 人につき月額13,000 円を支給するもので、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを趣旨としている。児童手当と同様に非課税であるが、所得制限は設けられていない。また、同法において、子ども手当の一部を児童手当とみなしており、児童手当法は廃止されずに、一部の規定が適用されている。

なお、同法は平成22年度限りの時限立法であるため、平成23年度の子ども手当の支給については、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案」(第177回国会閣法第9号)が平成23年1月に国会に提出された<sup>16</sup>。

### (2) 年少扶養控除の廃止

政権交代後、新たに発足した税制調査会は、平成21年12月、「平成22年度税制改正大綱〜納税者主権の確立へ向けて〜」17をとりまとめた。その中で、所得再分配機能の回復

\_

<sup>10</sup> 山下 前掲注(5)

<sup>11</sup> 所得控除が所得から一定額を差し引く仕組みであるのに対し、税額控除は税額から一定額を差し引く仕組み。
12 「これまでの審議等を踏まえた主な論点」(税制調査会第 52 回総会・第 62 回基礎問題小委員会合同会議 資料) 2006.9.5, p.5. 内閣府ホームページ〈http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/b52kai.pdf〉 しかし、平成 18 年 12 月に取りまとめられた答申(『平成 19 年度の税制改正に関する答申一経済活性化を目指して一』税制調査会, 2006.)の本文ではこの点は盛り込まれず、「その他の主な意見」として、「子育て支援として、税と児童手当では効果が違う。少子化対策として、税を含め総合的に検討する必要。」と記載されるにとどまった。

<sup>13 『</sup>抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』税制調査会, 2007, pp.12, 14-16.

<sup>14</sup> 納税者に税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては、控除できない分を給付するという仕組み。詳しくは、鎌倉治子「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』 678 号, 2010.4.22.〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0678.pdf〉を参照。

<sup>15</sup> 尾澤恵「第8章 子育て支援策にかかわる社会保障給付と税制」国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の制度分析』東京大学出版会, 2009, pp.191-193, 215.

<sup>16</sup> なお、平成 24 年度以降の制度の在り方等については、法律案の附則第 2 条において、「検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

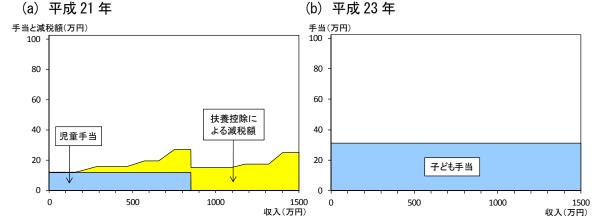
<sup>17 「</sup>平成 22 年度税制改正大綱〜納税者主権の確立へ向けて〜」 2009.12.22.

や「所得控除から手当へ」との考え方の下、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、扶養控除の改正が行われることとなった<sup>18</sup>。所得税については、子ども手当の創設とあいまって、0歳から 15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除(年少扶養控除)を廃止することとされた。また、個人住民税についても、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様の措置が講じられることとされた。所得税は平成 23 年分から、個人住民税は平成 24 年度分からの適用となる。<sup>19</sup>

### 3 手当と扶養控除の年収別の状況

図1は、子ども手当・児童手当の受給額(年額)と扶養控除による減税額(所得税のみ)について、夫婦と子ども2人の世帯の状況を年収別に示したものである。平成21年の状況を示した図1(a)では、所得制限のある児童手当は高所得層には支給されていない一方で、扶養控除については高所得層ほど減税の恩恵を受けていることがわかる。また、平成23年の状況を示した図1(b)においては、所得税の年少扶養控除が廃止されたため、すべての年収において同額の子ども手当が支給されている。

### 図1 年収別の子ども手当・児童手当の受給額と扶養控除による減税額のイメージ



- (注1)被用者の片働き世帯で、子どもは3歳以上小学生以下とする。
- (注2) 扶養控除による減税額は、所得税のみを考慮し、個人住民税は考慮していない。
- (出典) 筆者作成

# Ⅱ 諸外国の状況

### 1 諸外国の動向

欧州諸国では、1970年代を中心に、所得税の子どもに係る扶養控除を廃止し児童手当に 一本化する傾向が見られたが、近年、税制上の控除を導入する例が見られる。また、控除

<sup>&</sup>lt;a href="http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1222zeiseitaikou.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1222zeiseitaikou.pdf</a>

<sup>18 「</sup>所得税法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第6号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第4号) は平成 22 年 3 月に成立した。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 高校授業料の実質無償化に伴い、16 歳から 22 歳までの特定扶養親族のうち高校生に相当する 16 歳から 18 歳までの者に係る特定扶養控除の上乗せ部分(所得税 25 万円、個人住民税 12 万円) も廃止することとされた。

の形式に関しては、かつては、所得から一定額を差し引く所得控除を採用する国が多かっ たものの、 近年では、税額から一定額を差し引く税額控除を採用する国が増加する傾向に ある。<sup>20</sup>

児童手当と子育て世帯に対する税制上の軽減措置について、2010年の状況を大まかに分 類すると、①税制上の措置を設けず、児童手当のみを設けている国(スウェーデン等)、② 児童手当と税制上の措置が併存している国(イギリス、ドイツ、フランス等)、③税制上の 措置のみで、児童手当がない国(アメリカ等)となる。21

### 2 イギリス

### (1) 児童手当と税制上の措置の関係

1945年、家族手当法が制定され、翌1946年から家族手当(Family Allowance)として 現金を給付する制度が開始された。所得制限はないものの、第2子以降の子どもを対象と し、課税対象となっていた。その後、1975年、児童手当法の制定に伴い、戦前から実施さ れていた税制上の扶養控除(所得控除)が廃止され、児童手当(Child Benefit)に一本化 されることとなった。そして、1977年4月から第1子を含むすべての子どもを対象とし、 所得制限のない非課税の児童手当制度が導入された。また、扶養控除は1977年から段階 的に引き下げられ、1979年には完全に廃止された。その目的は、高所得層に便益を与え低 所得層に恩恵のない扶養控除を廃止することによる不公平の除去であった22。

しかし、「子どもの貧困」への対応の一環として、2001年4月に子どもを対象とした税 額控除(Children's Tax Credit)が導入された。さらに、2003年4月には、現行の制度で ある児童税額控除(Child Tax Credit)へと変更された。

#### (2) 児童手当の概要

現行の児童手当は、16歳未満(全日制の教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は 20歳未満)の子どもについて、両親の所得の多寡にかかわらず支給される。支給額は、2010 年4月以降、第1子は月額87.97 ポンド(約13,000円<sup>23</sup>)、第2子以降は1人につき月額 58.07 ポンド (約8.500円) である<sup>24</sup>。

第2子以降の支給額に比べ、第1子の支給額が高いことがイギリスの児童手当の特徴で ある<sup>25</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 山下 前掲注(5), pp.12-14.

<sup>21</sup> 諸外国の制度は「家族手当」「児童給付」等と訳されることもあり、補足的な手当など多様な諸手当が含め られることもあるが、本稿では、子どもの養育にかかる費用を支援するために、子どもの年齢や数などの一 定の条件(孤児、ひとり親などの特別な事情は除く)を満たす場合に、使用目的を限定せず(保育費用等に 限定せず)、一定の支給額(受給要件以外の要件で支給額が変動しない)を養育者に直接支給するものに焦点 をあてた。

<sup>22</sup> 都村敦子「第6章 社会手当」社会保障研究所編『イギリスの社会保障』東京大学出版会, 1987, p.174.

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 本稿で示す各国通貨の対日本円平均為替相場は、IMF, International Financial Statistics Yearbook 2010. による。イギリスの通貨はポンドであり、2009年の対日本円平均為替相場は、1ポンド=約146円39銭で

<sup>24</sup> 支給額は週単位で決められている ("Child Benefit rates" イギリス歳入関税庁ホームページ〈http://www. hmrc.gov.uk/childbenefit/payments-entitlements/payments/rates.htm>)ため、週あたりの支給額(第1子 20.30 ポンド、第2子以降13.40 ポンド) に52 週を乗じ、12月で割ることによって、月額を算出した。

<sup>25</sup> この理由は、子ども数が増えても「共通経費」や「節約できる経費」があることから第1子の支給額を高 くする必要があるという「ベヴァリジ報告」以来の沿革によると考えられる。(イギリス社会保険および関連

### (3) 税額控除の概要

子どものいる中低所得世帯の支援策である児童税額控除は、給付つき税額控除であり、補助金として機能している。16 歳未満(全日制の教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満)の子どものいる世帯が対象となっており、2010年度では、家族要素として最大545ポンド(約8万円)、子ども要素として子ども1人あたり最大2,300ポンド(約33万6500円)の税額控除が与えられる。さらに、子どもが1歳未満の場合には最大545ポンドが加算される。しかし、世帯収入が一定額を超えると、児童税額控除額は段階的に減額されることとなっている。具体的には、収入が18,214ポンド26を超えると、児童税額控除の子ども要素(2,300ポンド)が逓減率39%で減少する(収入が1ポンド増加するごとに、児童税額控除額が0.39ポンドずつ減少する)。さらに、50,000ポンドを超えると家族要素(545ポンド)が逓減率6.67%で減少し、収入が58,170ポンドの時、児童税額控除はゼロとなる。27

### (4) 児童手当と児童税額控除の年収別の状況

図 2 は、2010 年度における児童手当の受給額(年額)と児童税額控除額について、夫婦と子ども 2 人の世帯の状況を年収別に示したものである。

前述のとおり、イギリスは給付つき税額控除となっており、児童手当と児童税額控除の合計額は低所得層に手厚いものとなっている。

### 

図2 年収別の児童手当の受給額と児童税額控除額のイメージ(2010年度)

- (注) 給与所得者世帯で、就労税額控除の適用を受けた場合。なお、今回は子どものいる世帯に対する 税制上の軽減措置に焦点をあてているため、子どもの有無にかかわらず就労を要件としている就労 税額控除は図2に表示していない。
- (出典) 鎌倉治子「第2章 諸外国で採用されている制度設計とその課題」『給付付き税額控除 具体案の提言』東京財団, 2010.8, p.11. 〈http://www.tkfd.or.jp/admin/files/2010-07.pdf〉を参考に筆者作成。

\_

サービスに関する検討を行なうべき委員会編(山田雄三監訳)『社会保険および関連サービス-ベヴァリジ報告』至誠堂,1969, p.241.(原書名: William Beveridge, *Social Insurance and Allied Services.* 1942.))

<sup>26</sup> 児童税額控除と、低所得者の就労促進策である就労税額控除(Working Tax Credit)が適用された場合。 児童税額控除のみ適用された場合は 16,190 ポンド。

<sup>27</sup> 数値はすべて 2010 年度のもの。2011 年 4 月からは、子ども要素が 2,555 ポンドとなり、1 歳未満児の加算制度は廃止される。また、減額の際の基準となる収入や逓減率も変更される。イギリスの税額控除について解説した文献としては、鎌倉 前掲注(14), pp.4-6; 『給付付き税額控除 具体案の提言』東京財団, 2010.8, pp.10-12, 37-43. 〈http://www.tkfd.or.jp/admin/files/2010-07.pdf〉等がある。

### 3 ドイツ

### (1) 児童手当と児童控除の関係

ドイツ<sup>28</sup>における児童手当(Kindergeld)は 1955 年 1 月に導入され、原則として 18 歳未満の第 3 子以降の子どもを対象としていた。1961 年 4 月から第 2 子も所得制限つきで対象となり、さらに 1975 年 1 月からは支給対象が第 1 子まで拡大され、所得制限も撤廃された。一方、児童手当創設前から導入されていた税制上の児童控除(所得控除)は、1975年の児童手当の拡充と同時に廃止され、児童手当に一本化された。しかし、1983年から児童控除制度が復活し、再び、児童手当と児童控除の二元方式となった。

その後、上記の制度に対して提起された訴訟に対する一連の違憲決定を受けて、1996年租税法により、これまでの二元方式が廃止され、児童手当と児童控除の一元化が図られた<sup>29</sup>。そして、1996年から、児童手当と児童控除のどちらか有利な方が適用される現在の方式が実施されている。

児童手当と児童控除の一元化を図り、児童手当を所得税法に位置づけていることがドイツの特徴である<sup>30</sup>。

### (2) 児童手当の概要

現行の児童手当は、原則として 18 歳未満の子どもについて、両親の所得の多寡にかかわらず支給される。18 歳以上であっても、失業者として求職中の 21 歳未満の子どもや、大学などで勉強中又は職業訓練中などの 25 歳未満の子ども等についても対象とされている。支給額は、2010年1月以降、第1子・第2子は月額184ユーロ(約24,000円)、第3子は月額190ユーロ(約24,500円)、第4子以降は1人につき月額215ユーロ(約28,000円)である32。なお、児童手当は非課税である。

### (3) 児童手当と児童控除の調整方法

ドイツにおいては、前述のとおり、児童手当と児童控除のいずれか有利となる方が適用される。夫婦単位課税を選択した場合の児童控除額は、2010年以降、子ども1人あたり7,008ユーロ(約91万1000円)となっている。

通常、児童手当が毎月支給された後、その年の所得税額の査定の際に、税務当局が、子どもごとに、児童手当の支給額と児童控除を適用した場合の所得税の減税額とを比較する。 児童手当の支給額の方が多くなる場合には児童手当が適用され、所得税の減税額の方が多くなる場合には児童控除が適用される。どちらが適用されるかは課税所得金額により決まる。中低所得層には児童手当が、高所得層には児童控除が有利となる。2008年に、児童手

30 特定の国外居住者や孤児のような特別な場合の児童手当については、連邦児童手当法で定められている。

<sup>28</sup> 統一後のドイツは旧西ドイツの制度を継承したため、統一前は旧西ドイツの児童手当の歴史を辿る。なお、ドイツの制度については、主に、齋藤純子「ドイツの児童手当と新しい家族政策」『レファレンス』716号, 2010.9, pp.47-72. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071603.pdf〉による。

<sup>29</sup> 詳しくは、同上, pp.54-56. を参照。

<sup>31</sup> IMF, op.cit. (23) ドイツ及びフランスの通貨はユーロであり、2009 年の対日本円平均為替相場は、1 ユーロ=約 129 円 99 銭である。

<sup>32 &</sup>quot;Kindergeld" ドイツ連邦雇用庁ホームページ〈http://www.arbeitsagentur.de/nn\_26532/zentraler-Conten t/A09-Kindergeld/A091-steuerrechtliche-Leistungen/Allgemein/Kindergeld.html〉

当が適用された子どもは1466.5万人、児童控除が適用された子どもは340万人であった33。

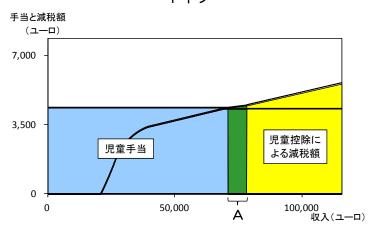
#### (4) その他の手当

自らの生計は賄えるものの、同居する満 25 歳未満の未婚の子どもの生計を賄うには不足する所得しかない親に対し、子ども 1 人あたり月額で最高 140 ユーロ(約 18,000 円)が支給される児童付加給付(Kinderzuschlag)がある34。

#### (5) 児童手当と児童控除の年収別の状況

図3は、夫婦と子ども2人の世帯における児童手当(年額)と児童控除の関係について、2010年の状況を示したものである。中低所得層には児童手当が適用され、高所得層には児童控除が適用されていることがわかる。

### 図3 年収別の児童手当の受給額と児童控除による減税額のイメージ(2010年) ードイツー



- (注1)給与所得者世帯で、夫婦単位課税を選択した場合。
- (注2) 所得税額に対して課される連帯付加税(5.5%) は考慮していない。
- (注3) Aの収入区分に該当する場合、第1子については児童控除が適用されるが、第2子については第1子の児童控除を考慮した上で比較した結果、児童手当が適用される。
- (出典) 田中耕太郎「第7章 家族手当」古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障4 ドイツ』 東京大学出版会, 1999, p.139. 等を参考に筆者作成。

### 4 フランス

#### (1) 家族手当と税制上の措置の関係

フランスの家族手当(Allocations familiales)の始まりは、雇用主が被用者に対して子どもの養育負担を補助する目的で自主的に支給していた上乗せの手当である。1932年に家族手当法が制定され、雇用主に家族手当の支給が義務づけられた。当初は第1子から支給

<sup>33</sup> 齋藤 前掲注(28), p.68.

<sup>34</sup> ただし、児童付加給付を受給しても失業手当Ⅱの受給を免れない場合には支給されない。失業手当Ⅱとは、 就労可能な生活困窮者に対する公費負担の給付であり、詳しくは、戸田典子「失業保険と生活保護の間ード イツの求職者のための基礎保障ー」『レファレンス』709号, 2010.2, pp.7-31. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/dat a/publication/refer/pdf/070901.pdf〉を参照。

されていたが、1939年の家族法典の制定により支給対象は第2子以降とされ $^{35}$ 、現在まで踏襲されている。また、税制面に関しては、1945年、家族扶養に対する税制改正が行われ、翌1946年から、後述する家族除数制度(N 分 N 乗方式)が導入された。 $^{36}$ 

他の国と異なり、フランスの家族手当は、税制とは独立した発展経過をたどっている。

### (2) 家族手当の概要

現行の家族手当は、20 歳未満の子どもが 2 人以上いる世帯を対象として支給されている。所得制限は設けられておらず、非課税である。支給額は 2011 年 1 月以降、第 2 子は月額 125.78 ユーロ(約 16,500 円)、第 3 子は月額 161.16 ユーロ(約 21,000 円)、第 4 子以降は 1 人につき月額 161.17 ユーロ(約 21,000 円)である。さらに、一定の年齢に達すると加算がつくことになっている。1997 年 4 月 30 日までに生まれた子どもについては、11 ~ 15 歳は月額 35.38 ユーロ(約 4,500 円)、16 ~ 19 歳は月額 62.90 ユーロ(約 8,000 円)が加算される。37

第1子には支給されないことがフランスの家族手当の特徴である。

#### (3) 家族手当以外の家族給付

所得制限が設けられているものの第 1 子から適用される手当として、3 歳未満の子どもの養育者に対して月額 180.62 ユーロ(約 23,500 円)が支給される基本手当(4 種類の乳幼児受入手当(Prestation d'accueil du jeune enfant)のうちの 1 つ)や、6~18 歳の子どもの養育者に対して新学期に年 1 回支給される新学期手当(Allocation de rentrée scolaire)などの様々な家族給付がある。また、3 歳以上の子どもを 3 人以上養育する者に対し、所得制限つきではあるが月額 163.71 ユーロ(約 21,500 円)支給される家族補足手当(Complément familial)といった第 3 子から適用される家族給付もある。38

#### (4) 税制

フランスの所得税の課税には、家族除数制度 (N 分 N 乗方式) という世帯単位課税制が導入されている。仕組みは、以下のとおりである。

- ①世帯 (夫婦及び子ども) 全員の所得を合算する。
- ②その合算した所得を家族除数 (N) で割り、家族除数 1 単位あたりの所得を算出する。
- ③1 単位あたりの所得に税率表を適用し、1 単位あたりの税額を算出する。
- ④1 単位あたりの税額に家族除数 (N) を乗じ、その額が世帯全体の納付税額となる。 家族除数 (N) とは、大人は 1、子どもは第 1 子・第 2 子はそれぞれ 0.5、第 3 子以降は それぞれ 1 として、世帯全員分を合計した数値のことである。

累進課税のもとで家族除数制度は、子どもの人数が多い世帯、とりわけ3人以上の子ど

<a href="http://www.caf.fr/wps/portal/particuliers/catalogue/metropole/af">http://www.caf.fr/wps/portal/particuliers/catalogue/metropole/af</a>

<sup>35</sup> 第1子に対しては、家族手当を廃止する代わりに出産奨励金として初産手当が設けられた。

<sup>37 &</sup>quot;Allocations Familiales" フランス家族手当金庫ホームページ

<sup>38</sup> 詳しくは、大場静枝「第3章 フランスの家族政策の現在一仕事と家庭の両立を実現する社会へ」岡沢憲芙・小渕優子編著『少子化政策の新しい挑戦-各国の取組みを通して-』中央法規出版, 2010, pp.96-103. を参照。

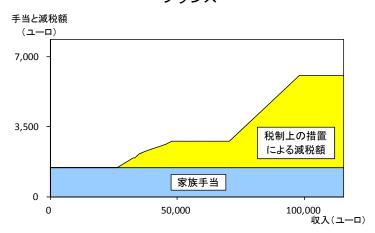
もがいる世帯に対して大幅な減税となり、また、子どもの人数が同じ場合、高所得層に減税効果が高い。そのため、税制上の措置に対しては高所得層しか効果がないという指摘もある<sup>39</sup>。

### (5) 家族手当等の家族給付と税制上の措置の状況

図 4 は、2010 年における家族手当の受給額(年額)と税制上の措置による減税額について、夫婦と子ども 2 人の世帯の状況を示したものである。前述したとおり、所得制限が設けられた「家族手当以外の家族給付」が数多く存在するため、実際には、低所得層に対しては、図 4 に示した「手当と減税額」以外にも様々な給付が行われている。

「家族手当以外の家族給付」も含めた支援効果については、低所得層には家族給付等による再分配効果が、高所得層には家族除数制度による税制面での優遇の効果があるのに比して、中間層に対する手当や税制などの再分配効果が薄いという指摘もなされている40。

### 図4 年収別の家族手当の受給額と税制上の措置による減税額のイメージ (2010年) ーフランスー



- (注1) 給与所得者世帯で、子どもは11歳未満とする。家族手当以外の家族給付は考慮していない。
- (注2) 所得税とは別に収入に対して課される社会保障関連諸税(合計8%)は考慮していない。
- (出典) European Tax Handbook 2010, Amsterdam: International Bureau of Fiscal Documentation, 2010. 等を参考に筆者作成。

### 5 スウェーデン

#### (1) 児童手当と児童控除の関係

スウェーデンの児童手当は、1948年から実施された児童手当(Barnbidrag)と、1982年から実施された多子割増手当(Flerbarnstillägg)により構成されている。多子割増手当は第3子以降の子どもに対する加算として導入されたが、2005年10月からは対象が第2子以降へと拡大された。

一方、1920年以降実施されてきた児童扶養控除(所得控除)は、児童手当が創設される

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> 山田美枝子「第5章 家族の多様化とフランス個人所得税-家族除数制度を中心として」人見康子・木村弘 之亮編『家族と税制』弘文堂,1998,p.107.

<sup>40 『「</sup>少子化の要因と少子化社会に関する研究会」報告書』財務省財務総合政策研究所, 2005, pp.154-155.

際に廃止された。児童手当の検討当時は、児童扶養控除を拡充する方法も検討されたが、その方法では子どものいる世帯の大部分がその恩恵にあずかることができず、すべての所得階層に等しく児童養育費用を補償するには、児童扶養控除を廃止し、児童手当を支給する方が効果的であるとされた。その結果、所得税(国税)に係る児童扶養控除は1948年に、住民税(地方税)に係る児童扶養控除は1952年に廃止された。41

### (2) 児童手当及び多子割増手当の概要

児童手当及び多子割増手当は、16歳未満の子どもについて、両親の所得の多寡にかかわらず支給される。多子割増手当については、16歳以上であっても、親と同居し、全日制の義務教育、高等学校又は特別支援学校に通学しており、かつ未婚の者については、20歳に達する年の6月まで支給される。なお、児童手当及び多子割増手当は非課税である。42

児童手当の支給額は、子ども 1 人につき月額 1,050 スウェーデン・クローナ (約 13,000 円 $^{43}$ 。以下、「スウェーデン・クローナ」を「SEK」という。)であり、子どもの数にかかわらず一定である。多子割増手当の支給額 (月額) は 2010 年 7 月以降、第 2 子は 150SEK (約 2,000 円)、第 3 子は 454SEK (約 5,500 円)、第 4 子は 1,010SEK (約 12,500 円)、第 5 子以降は 1 人につき 1,250SEK (約 15,500 円)と、子どもの数が増えるにしたがって増額される。児童手当と多子割増手当とを合計すると、第 1 子は 1,050SEK (約 13,000 円)、第 2 子は 1,200SEK (約 14,500 円)、第 3 子は 1,504SEK (約 18,500 円)、第 4 子は 2,060SEK (約 25,000 円)、第 5 子以降は 1 人につき 2,300SEK (約 28,000 円)となる。 $^{44}$ 

第1子から第5子まで順次割り増しされた支給額となっていることが、スウェーデンの 特徴である。

### (3) 児童手当の状況

図5は、夫婦と子ども2人の世帯における児童手当の受給額(年額)と年収の関係について、2010年7月以降の支給額が1年間続いた場合の状況を示している。

スウェーデンの子育で支援45については、児童手当はあくまで補完的な役割を果たしているにすぎず、育児休業手当や保育サービスの充実、医療費や学校教育の原則無料化など、他の制度が中心的な役割を果たしているとの指摘もある46。

<a href="http://www.forsakringskassan.se/privatpers/foralder/barnet\_fott/barnbidrag">http://www.forsakringskassan.se/privatpers/foralder/barnet\_fott/barnbidrag</a>

<sup>41</sup> 太田義武「第9章 社会手当」社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会, 1987, pp.194-196.

<sup>42</sup> 詳しくは、樋口修「北欧の子ども手当」『レファレンス』712 号, 2010.5, pp.53-70. 〈http://www.ndl.go.j p/jp/data/publication/refer/pdf/071203.pdf〉を参照。

<sup>43</sup> IMF, op.cit. (23) スウェーデンの通貨はスウェーデン・クローナ (SEK) であり、2009 年の対日本円平均 為替相場は、1SEK=約12円23銭である。

<sup>44 &</sup>quot;Barnbidrag och Flerbarnstillägg" スウェーデン社会保険庁ホームページ

<sup>45</sup> スウェーデンの子育て支援について解説した文献としては、樋口修「スウェーデンの子育て支援策」『レファレンス』721号, 2011.2, pp.63-84.〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072103.pdf〉等がある。

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 湯元健治・佐藤吉宗『スウェーデン・パラドックスー高福祉、高競争力経済の真実』日本経済新聞出版社, 2010, p.101.

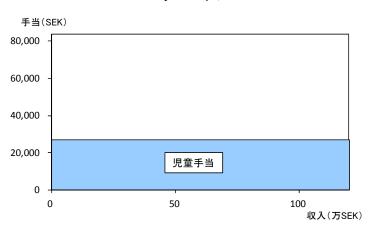


図5 年収別の児童手当の受給額のイメージ ースウェーデンー

(注) 2010年7月以降の児童手当の支給額が1年間続いた場合を示したものである。 (出典) 筆者作成

## おわりに

諸外国の児童手当については、支給額や支給対象年齢だけでなく税制上の軽減措置との 関係もあわせて比較すると、各国の特徴をより明確に認識することができ、我が国にとっ ても参考となる点は多い。

我が国においては、子ども手当をきっかけとして、子育て支援のあり方が国民の注目を 集め、盛んに議論されるようになった。今後は、本稿で取り上げた子育て世帯に対する経 済的支援と、現物給付47をバランスよく組み合わせ、継続的、包括的、整合的に実施して いくことが望まれる。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 現物給付のうち、保育制度について解説した文献としては、野辺英俊「保育制度の現状と課題」『調査と情報─ISSUE BRIEF─』667 号, 2010.1.28. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0667.pdf〉等がある。